

## 社会福祉法人茂木福寿会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人茂木福寿会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、日常的に勤務する理事長及び業務執行理事とする。
- (3) 非常勤役員とは、理事長及び業務執行理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費を言う。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員の報酬は、月額とし、非常勤役員に対しては、年1回及び理事会出席等、必要の都度、定額を支払うものとする。
- (2) 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期及び功労に応じ退職慰労金を支給する。
- (3) 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給される役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。業務執行理事を兼務している場合の退職慰労金については別表3に準ずるものとする。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」のとおりとする。
- 3 常勤役員に対する退職慰労金は、別表3「常勤役員退職慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 4 評議員の報酬等は、定款第9条に定める金額の範囲内において別表4に基づき支払うものとする。
- 5 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(報酬等の支給方法)

第5条 この法人の常勤役員に支給する報酬等の支給方法は、職員の給与の支給方法に準ずる。

- 2 非常勤の役員・評議員に支給する報酬等の支給方法は、年1回3月に定額を支給するとともに、理事会及び評議員会に出席したときなど、その都度支給する。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、職員の通勤手当に準じて交通費を支給する。
- 3 非常勤の役員及び評議員には、実費弁償費として旅費に準じた交通費を支給する。
- 4 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表5により旅費を支給する。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める

ものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 茂木福寿会役員報酬規程別表

**別表 1 (常勤役員の報酬月額)**

理事長	月額	300,000 ～ 500,000円
業務執行理事	月額	200,000 ～ 400,000円

**別表 2 (非常勤役員の報酬)**

年額	20,000 ～ 50,000円
1回当たり	5,000 ～ 10,000円

注1) 年額及び1回当たりの報酬額は、会議等の開催回数や経営状況等により、定めた範囲内で変動する。

**別表 3 (常勤役員退職慰労金の算出要領)**

退職慰労金は、役員退職時の最終報酬月額に在任年数及び支給係数を乗じた額とする。

最終報酬月額×在任期間×係数

注1) 係数は1～3の範囲とし、法人の経営・財務状況等により決定する。

2) 在任年数は、1年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

**別表 4 (評議員の報酬)**

年額	10,000 ～ 30,000円
1回当たり	5,000 ～ 10,000円

注1) 年額及び1回当たりの報酬額は、会議等の開催回数や経営状況等により、定めた範囲内で変動する。

**別表 5 (役員及び評議員の旅費)**

(1) 交通費及び運賃

交通手段	支給額
自家用車	1kmあたり40円
鉄道賃、船賃 航空賃、車賃	実 費

(2) 日当及び宿泊料

日 当	5,000円	栃木県外の旅行の場合に支給する
宿泊料	実 費	金額は合理的な範囲に限る

注1) 前各号により難しいときは、旅費規程に準ずる。またはその都度理事長がさだめる。